

類似工事における受注機会拡大の運用について

令和3年4月1日

1 目的

波佐見町が発注する建設工事について、請負業者の受注機会の拡大、工期の短縮及び請負業者の倒産に伴う工事施工中止のリスク分散を目的として、類似工事を適切に発注するにあたり必要な事項を定める。

2 対象工事

波佐見町が発注する建設工事のうち、波佐見町指名競争入札業者選定審査委員会が選定した工事とする。

3 発注方式

指名競争入札とする。

4 選定方法

以下の要件を勘案して選定する。

- ①同一日において入札を行う工事であること。
- ②工区分けなど同種工事として発注する工事であること。
- ③指名業者が同一であること。

5 発注する順番

発注する際は、設計金額が高い順に開札日時を設定する。

6 落札決定等の方法

- ①類似工事により発注したものについては、開札日時の早い入札より順次落札決定を行う。
- ②落札決定（保留を除く）を受けた者は、以降に開札を行う類似する他工事の入札に参加できず、類似落札済として落札決定者とはなり得ないものとする。

7 入札の保留

類似工事により発注し、本入札を保留した場合は、以降に開札を行う類似する他工事の入札についても開札後に保留するものとする。 また、本入札以降に保留した入札については、本入札の保留を解除した後に解除するものとする。

8 指名競争入札の入札執行通知例

本入札は類似工事による発注であり、本入札の落札者となった場合は、類似する以下の他工事の入札は類似落札済として落札決定者とはなり得ないものとする。また、本入札を保留した場合は、本入札の開札日時以降の類似する他工事の入札を開札後に保留するものとし、本入札以降に保留した入札については、本入札の保留を解除した場合に保留を解除するものとする。

工事名 ○○

工事名 ○○